

日本人会規約

第1編 名称・所在地・目的・存続期間

第1条 名称

この団体の形態を非営利団体とし、その名称を日本人会（Association Japonaise de Belgique a.s.b.l.）とする。以下、本会と略記する。

第2条 所在地

本会の所在地を Avenue Louise 287, Bte 2, 1050 Bruxelles とし、司法上の管轄地区を Bruxelles 市とする。

本会の所在地は理事会の決定によりベルギー国内のいかなる場所にも移転することができる。移転は、ベルギー官報の付属書類に公告される。

第3条 目的

本会は営利を目的とせず、以下の目的を有する。

- (a) 会員及び会員所属の個人並びにその家族間の親睦の奨励・促進
- (b) ベルギー・日本間親善の増進並びに両国間の文化交流の促進
- (c) ベルギー・日本間の経済関係発展の促進
- (d) 在ベルギー日本人学校及び他の日本関係団体の運営及び活動に対する協力と援助

本会はその目的に直接、間接に関連したあらゆる行為を行うことができる。

本会はその目的に類似した国内外の他の諸活動に協力あるいは参加することができる。

本会はその目的遂行に必要な不動産及び動産を取得または賃借することができる。

第4条 存続期間

本会の存続期間は無期限とするが、ベルギー法及び本規約に従い、何時にても解散することができる。

第2編 会員

第5条 会員の種類

(a) 本会は正会員（**membres effectifs**）、賛助会員（**membres adherents**）により構成される。

(b) 正会員は、ベルギー所在の日系企業及び団体、日本法人の支店、事務所及び子会社、及びそれらに準ずると認められる企業・団体とする。

(c) 賛助会員とは、本会の目的を支持し、恩恵を受けることを望む個人もしくは法人よりなる。なお、恩恵は、理事会により留保される場合がある。

賛助会員は以下のものよりなる。

普通会員（**membres ordinaires**）... 正会員に所属するもので正会員により届出られたもの。

個人会員（**membres individuels**）... ベルギー在住の個人。

特別会員 (membres spéciaux)... 正会員以外の法人もしくは個人
名誉会員 (membres d'honneurs)... 在ベルギー日本国大使館、欧州連合日本政府代表部、ブラッセル日本人学校及びその届け出するメンバー、及び理事会により特に名誉会員と認定されたもの。
名誉会員に与える呼称は別途内規により定める。

(d) 賛助会員は非営利法人に関するベルギー法上は本会の会員とはみなされない。

第6条 会員数

会員数は制限しないが、正会員の数は3名を下回ってはならない。

第7条 入会手続き

正会員、個人会員又は特別会員としての入会申請は適切な書式に基づき書面で理事会に提出されねばならない。但し、普通会员及び名誉会員についてはこの限りではない。入会は理事会により、出席及び代理出席した理事の過半数の賛成により決定される。理事会による決定理由を明示する必要はなく最終的である。

第8条 資格の喪失

- (a) 会員は理事会に書面による退会通知を提出することにより本会を退会することができる。しかし、退会は、退会者のその年度末までの会費及び同会員の加入に起因するその他の負債の支払い義務を免除するものではない。
- (b) 理事会は第9条に規定された会費を請求された月の翌月末迄に支払わなかった会員を退会したものとみなすことができる。
- (c) ベルギーにおける事業所又は事務所を閉鎖もしくは清算手続きに入った会員、死亡した会員は退会したものとみなされる。
- (d) 規約の違反もしくは本会の利益に反する行為による会員の除名は第21条に従い総会の決議によって行われる。
- (e) 既に退会した、または退会したとみなされる会員或いは除名された会員とその後継者は、本会の資産の如何なる部分に対してもその権利を主張できず、また会費の返還を要求することもできない。

第3編 会費

第9条 会費

- (a) 名誉会員を除くすべての会員は年会費を支払う義務を有する。
- (b) 理事会は正会員及び賛助会員の年会費の金額及び納入方法を定める。
理事会は会費につき複数の種別を設けることができる。
- (c) 年会費はいかなる場合でも40,000ユーロを超えないものとする。

第4編 役員

第10条 本会に次の役員をおく。役員任期は1年とし、翌年の年次総会終了時に満了する。

会長 1名

副会長 会長の定める人数

理事 3名以上

会計監事 1名

- (a) 会長は、理事会により理事の中から選ばれる。
- (b) 会長は、理事会の議長を兼ねる。
- (c) 会長は、本規約の定めに従い、通常その職務に属する権限を行使する。
- (d) 会長は、理事の中から会長の定める人数の副会長を選任する。
- (e) 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長不在の時はその職務を代行する。
- (f) 理事は、会長の推薦に基づき総会において任命される。
- (g) 会計監事は、理事の中から理事会により任命され、本会の会計を担当する。
- (h) 理事会は名誉会員の中から名誉役員を任命することができる。
- (i) 上記役員はその職務を行うことに対し報酬を受けない。

第5編 理事会

第11条 構成

- (a) 本会は会員の中から選ばれた3名以上の理事により構成される理事会により運営される。但し、理事数は会員数を超えることはできない。
- (b) 総会は理事の数を決定し、また本規約に従い、任命を何時にても取り消すことができる。
- (c) 辞任、死亡により理事に欠員が生じた場合は、理事会は会長の推挙に基づき後任の理事を任命する。後任者の任期は前任者の任期をもって終了する。
- (d) 理事は再選され得る。

第12条 会議・定足数・過半数

- (a) 理事会の議長は会長をもってあて、会長が欠席の場合は会長の指名する理事がこれにあたる。
- (b) 理事会は理事会議長または1/3以上の理事の召集により必要の都度開催される。
- (c) 開催の通知は緊急の場合を除き少なくとも7日以前に発送されるものとし、緊急の場合、会議の議事録にその理由が明示されなければならない。通知は通常の手紙によって行われ、郵送された日に効力を発すると見なされる。
- (d) 欠席する理事は書面によりその権限を他の出席会員に委任することができる。
(但しその会合の都度のみとする。)
- (e) 理事会は出席、代理出席による過半数の理事が出席する場合有効に審議することができる。
- (f) 理事会の審議は出席、代理出席した理事の過半数の賛成を以って行われる。賛否同数の場合は、議長の裁決による。

- (g) 理事会の決議は議事録に記録され理事会議長が署名する。
- (h) 議事録は本会所在地に保管され、その場において会員に閲覧される。
- (i) 法廷その他で使用される謄本、抄本は1名の理事により署名される。

第13条 権限

理事会は会の目的達成の為必要或いは有効な全ての管理運営事項の権限を有する。但し法律または規約により特に総会の権限として保留されたものを除く。

第14条 日常業務・権限の委任

理事会は日常業務或いは理事会が特に定めた権限を1名乃至数名の者（理事であると否とを問わない）に委任することができる。理事会はその権限を取消することができる。

第15条 本会の代理

理事会が特定の権限を委譲した場合を除き、本会に義務を発生せしめるすべての文書並びにそれに係わる委任状は、会長或いは会長の委嘱を受けた理事により署名されるものとする。これにつき第3者にその権限の根拠を示す必要はない。

第16条 理事の責任

理事は誠実かつ熱心にその責務を遂行する個人的責任を負っているが、故意もしくは重過失の場合を除きその責務遂行中の過失につき如何なる個人的責務も負わない。

第17条 法廷における本会の代理

原告、被告のいずれとしてであれ、訴訟行為は理事会により遂行され、その際理事会は会長、会長の委嘱する2名の理事、或いは理事会により、その為の権限を付与された者により代表される。

第18条 運営委員会

理事会は会員により構成される幾つかの運営委員会を適宜設置し、必要な権限を与えることができる。理事会はその人数と任期を定めるものとし、何時でも解任することができる。

特に理事候補選定の為に運営委員会を設置することができ、その委員会は理事を選任する総会に先立ち選定結果を会長に具申する。

第6編 総会

第19条 構成・権限

- (a) 総会は本会の全正会員により構成され、本会の目的達成に必要なすべての行為を行う権限の全てを有する。
- (b) 下記の権限は特に総会に留保される。
本会の規約の改正、本会会長の推薦に基づく理事の任命・解任、予算・決算の承認、会員の除名、本会の解散、法的或いは規約上理事会の権限を超える決定。

第 20 条 年次総会及び臨時総会

- (a) 年次総会は毎年6月下旬に会長が召集する。
- (b) 臨時総会は会長により、理事の過半数又は正会員の1/5以上の要求に基づいて召集される。
- (c) 総会予定日の少なくとも8日以前に議題、日時、場所を明示した開催通知が総会構成全員に発送されねばならない。

第 21 条 定足数及び多数決要件

- (a) 本規約が要件を加重していない限り、総会は出席、代理出席を問わず正会員の半数の出席により成立する。
- (b) 正会員は他の正会員を代理人として選び、総会に出席参加することができる。
- (c) すべての正会員は各一票宛ての平等投票権を有する。
- (d) 定足数が満たされない場合、理事会は3週間以内に再度総会を召集する。この場合、出席者数の如何にかかわらず定足数は満たされたものとみなす。
- (e) 決議は出席又は代理出席した正会員の単純過半数を以って採決される。但し、規約の改正、本会の解散、会員の除名、理事の解任に関しては、その議題が開催通知に示され、出席、代理出席を問わず正会員の2/3以上が出席した場合のみ総会は有効に審議することができ、且つ出席票数の2/3以上の賛成があった場合のみ決議できる。規約の改正における本会の目的の変更については出席票数の4/5以上の賛成があった場合のみ決議できる。
- (f) 会費の支払義務を負い、その義務を履行していない正会員は投票権を有しない。

第 22 条 議長、秘書役及び投票計算係

総会は会長が司会をする。会長が欠席の場合は副会長が行う。総会議長は理事の中から秘書役1名を指名し、必要があれば1乃至複数の投票計算係を出席者会員の中から指名する。

第 23 条 議事録

総会の決議は議事録に記録され、本会会長と秘書役により署名される。議事録は本会所在地に保管され、本会の会員は閲覧することができる。会員以外の者は、理事会の承認を得ることを条件とし、1名の理事により署名された謄本、抄本を閲覧することができる。法廷その他で使用される謄本、抄本は1名の理事により署名される。

第 7 編 予算・決算

第 24 条 予算・決算

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。理事会は、当該年度の決算及び次年度の予算を承認の為決算期終了後の年次総会に提出せねばならない。

第 25 条 会計監査

理事会は、年度末に会計監査を実施しなければならない。理事会により依頼された監査人はその任務遂行に必要な帳簿及び関連書類をその保管場所において閲覧することができる。

第 8 編 解散及び清算

第 26 条 解散及び清算

- (a) 第 21 条に従い、総会が解散を決定した場合には、総会は本会の解散・清算の方法を定める。自発的解散の場合、総会是一名乃至複数の清算人を指名し、その権限を定める。
- (b) 自発的、法律によるとを問わず、いかなる理由によるも解散に際しても、本会の資産は総会の決議に従い処分されるものとし、決議は本会の目的を考慮して行なわれなければならない。
- (c) 財産の処分は、ベルギー官報に公告される。

第 9 編 その他

第 27 条 本規定に定められていないすべての事項は、1921 年 6 月 27 日付ベルギー法の定めに従い行われるものとする。

以上

内規1 名誉会員の呼称

(規約抜粋)

第5条 会員の種類

本会の会員は正会員・賛助会員（普通会員、個人会員、特別会員、名誉会員に分類される。

名誉会員に与える呼称は別途内規により定める。

<内規-1> 名誉会員に与える呼称を次の通りとする。

在ベルギー日本国大使館特命全権大使	名誉会長
欧州連合日本政府代表部特命全権大使	名誉顧問
ベルギー在住の日本国特命全権大使経験者	名誉相談役
在ベルギー日本国大使館公使	名誉理事
欧州連合日本政府代表部推薦者（3名以内）	名誉理事
日本人学校校長	名誉理事
上記以外の者	名誉会員

内規2 会費金額及び納入方法

(規約抜粋)

第9条 会費

名誉会員を除くすべての会員は年会費を支払う義務を有する。

理事会が金額及び納入方法を決定する。

<内規-2>

1. 当会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。
2. 年会費基準は以下の通りとする。(単位ユーロ)

(1) 個人会員 一人当たり 190

(2) 正会員及び特別会員

1社当り人数

1	390
2	740
3	1,040
4	1,310
5	1,560
6	1,780
7	1,980
8	2,150
9	2,300
10	2,420

1社当り人数11人以上1人増えるごとに100Euro増加とする。

3. 新規入会者は入会時に当該年会費全額納入するものとするが、入会済企業の正会員及び特別会員については毎年6月1日現在で日本人会事務局に届出られた人数を基準として年会費を徴収する。